

令和5年度
犬山市青少年センター
要覧



犬山市教育委員会

はじめに

日ごろは、犬山市青少年センターの運営並びに事業各般にわたり格別のご理解とご協力・ご支援を賜り感謝申し上げます。

令和5年3月13日からマスクの着用が個人の判断に委ねられました。また、5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の分類が「5類」に引き下げられ、季節性インフルエンザと同じ分類となりました。マスク着用が個人の判断になりましたが、過去3年間マスク生活を続け、マスクを取っても良いはずなのに、マスクを外すことができない子ども・若者が少なからずいます。この3年間は子ども・若者にはとても大きな3年間だったのではないのでしょうか。直接的な人との交流が減り、学校の授業や会社の会議、食事会も「オンライン〇〇」が盛んに行われ、推奨されました。それ自体は、決して悪いことではありませんが、「オンライン〇〇」で人との直接的な交流が確実に減りました。特に、新しい環境(学校、学年、職場など)に入って、人とつながることができず、悩みを抱えているが相談できない、頼る人がいないなどの理由で孤立してしまう人もコロナ禍以前より増えていると思われまます。子ども・若者たちにとって、相手の表情を見ながら一緒に遊んだり、学習したり、交流したりすることは成長していくうえで大切なことであると考えられます。オンラインゲームやSNSの時間が多くなり、SNSなどによるトラブルや、犯罪被害に巻き込まれたり、有害な情報が青少年の人格形成に悪影響を及ぼしたりしていることがあります。コロナ禍の中の3年間で、ひとりでのいる時間が増え、親の目の届かないところでSNSなどが頻繁に利用され、問題行動が潜在化・広域化していくことが懸念されます。

こうした状況を踏まえつつ、様々な悩みを抱えた子ども・若者の相談窓口の案内カードを市内の小中高等学校を通じて配付し、悩み相談の窓口としての機能を強化し、相談活動の充実を図ります。そして、関係機関や団体と連携して青少年が非行に走ったりひきこもり等になったりする前に、その前兆を早期に把握し、支援に努めてまいります。

犬山の未来を担うすべての青少年が健全に育ち、地域が安全・安心なまちとして発展していくことは、市民すべての願いです。「地域の子は、地域で守り育てる」を基本に、青少年健全育成団体・機関と連携をとりながら、幅広く青少年の健全育成活動を展開していきたいと考えています。今後も青少年の健全育成を目指して皆様のご協力、ご支援をお願い申し上げます。

令和5年6月吉日

犬山市青少年センター
所長 梅村 淳

目 次

1	犬山市青少年センターの概要	
(1)	名称及び所在地	1
(2)	沿革	1
(3)	犬山市の現況	2
(4)	職員構成	2
(5)	犬山市青少年センター運営協議会	2
(6)	青少年健全育成推進員の構成	2
(7)	犬山市青少年センター業務内容	3
(8)	犬山市青少年センター運営機構図	4
2	令和4年度活動報告	
(1)	青少年健全育成に係る会議	5
(2)	青少年育成支援活動	6
(3)	広報啓発・街頭指導活動	6
(4)	相談活動	7
(5)	講演会・研修会の開催	8
(6)	子どものための教室開催	8
3	令和5年度活動計画	
(1)	青少年健全育成に係る会議	9
(2)	青少年育成支援活動	9
(3)	広報啓発・街頭指導活動	9
(4)	相談活動	10
(5)	研修会・講演会の開催	10
(6)	子どもための教室開設	10
4	参考資料	
(1)	相談の受理状況	11
(2)	図書類自動販売機設置台数の状況	11
(3)	犬山市青少年センターの設置及び運営に関する規則	12
(4)	犬山市青少年センター連携図	16
(5)	各種法令による青少年の呼称及び年令区分	17

1 犬山市青少年センターの概要

(1) 名称及び所在地

名 称 犬山市青少年センター（平成24年8月改称）
 設置運営主体 犬山市教育委員会
 主管部局課名 犬山市教育委員会 文化スポーツ課
 設置年月日 平成10年4月1日
 所在地 犬山市大字犬山字東畑36番地（犬山市役所3階、文化スポーツ課内）

(2) 沿革

平成 10年度	4月1日	犬山市福祉会館内に犬山市少年センターを設置 少年センター運営協議会委員9名、地域指導員56名委嘱
12年度	6月1日	少年センター運営協議会委員1名増員委嘱し10名委嘱 少年センター地域指導員1名が増員され57名委嘱
14年度	6月1日	少年センター運営協議会10名委嘱
	7月1日	少年センター地域推進員4名及び地域指導員61名委嘱
	12月1日	少年センター地域指導員2名増員し63名委嘱
16年度	3月29日	少年センターの設置及び運営に関する規則改正
18年度	7月1日	少年センター地域指導員1名が減員になり62名委嘱
20年度	7月1日	少年センター地域推進員4名、地域指導員62名委嘱
22年度	7月1日	少年センター地域推進員4名、地域指導員62名委嘱
24年度	8月29日	犬山市少年センターの設置及び運営に関する規則を全部改正し、設置場所を福祉会館から市役所本庁に移動、名称を「犬山市青少年センター」に変更。 地域推進員と地域指導員を一本化し、青少年健全育成推進員とし、60名委嘱。
25年度	7月30日	青少年健全育成推進員60名委嘱
26年度	5月21日	青少年センター運営協議会委員11名委嘱
	6月25日	青少年健全育成推進員59名委嘱
27年度	7月2日	青少年健全育成推進員60名委嘱
28年度	5月24日	青少年センター運営協議会委員11名委嘱
	7月4日	青少年健全育成推進員61名委嘱
29年度	7月5日	青少年健全育成推進員59名委嘱
30年度	5月21日	青少年センター運営協議会委員11名委嘱
	6月27日	青少年健全育成推進員58名委嘱
令和元年度	7月2日	青少年健全育成推進員57名委嘱
2年度	5月1日	青少年センター運営協議会委員11名委嘱
	7月	青少年健全育成推進員57名委嘱《新型コロナで青少年センター連絡会議中止》
3年度	7月1日	青少年健全育成推進員58名委嘱
4年度	7月6日	青少年センター運営協議会委員11名委嘱 青少年健全育成推進員58名委嘱

(3) 犬山市の現況 (令和5年5月1日現在)

- 面積 74.90km²
- 人口 72,313人

区 分	男	女	計
総人口	35,899人	36,414人	72,313人
少年人口 (18歳未満)	5,279人	5,195人	10,474人

- 世帯数 31,752 世帯
- 保育園・幼稚園・学校及び園児・児童・生徒

区 分	園・学 校 数			園 児・児 童・生徒数		
	公立	私立	計	公立	私立	計
子ども未来園	13	0	13	1,074	0	1,074
保 育 園	0	2	2	0	154	154
幼 稚 園	1	4	5	52	637	689
小 学 校	10	0	10	3,418	0	3,418
中 学 校	4	0	4	1,958	0	1,958
高等学校	2	0	2	1,129	0	1,129
計	30	6	36	7,631	791	8,422

(4) 職員構成

所長兼相談員 1人 相談員 1人

(5) 犬山市青少年センター運営協議会 (委員数 11人)

- 青少年センターの運営に指導・助言する。
 - ・ 構成員：市議会代表、小中学校長会代表、犬山警察署生活安全課長、社会福祉協議会の代表、子供会育成連絡協議会の代表、ボーイスカウト・ガールスカウト犬山連絡協議会代表、市民活動支援センター代表、保護司会代表、主任児童委員代表、青年代表、犬山市民活動団体代表 各1人 (いずれも青少年問題協議会委員を兼務)
 - ・ 委嘱者 教育委員会 (ただし市長の委嘱した青少年問題協議会委員を兼務)
 - ・ 任 期 2年
 - ・ 開催状況 犬山市青少年センター運営協議会 会議 年6回、
犬山市青少年センター連絡会議 年1回

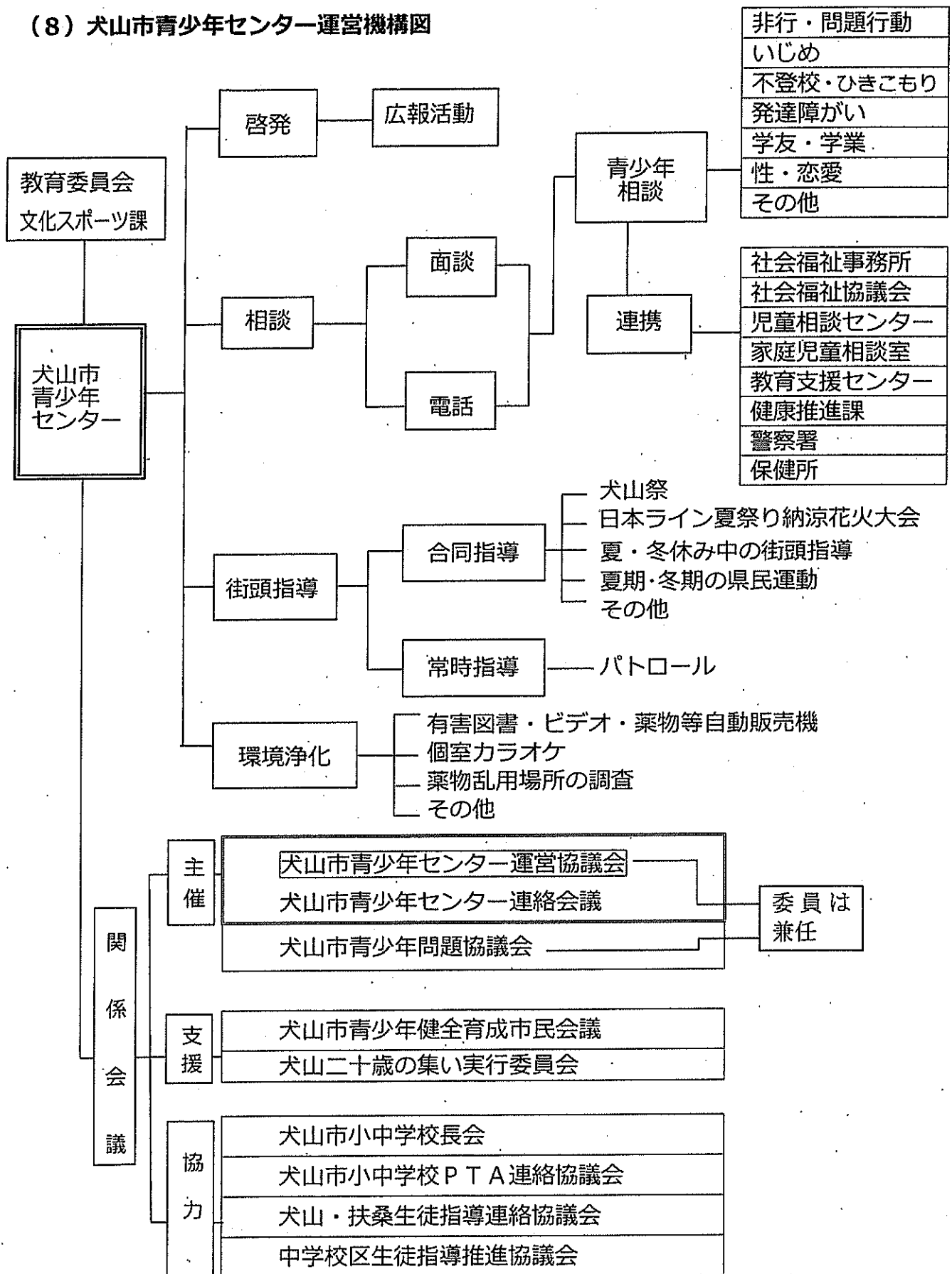
(6) 青少年健全育成推進員の構成

- 青少年を取り巻く有害環境の発見及び青少年に対する街頭指導をする。
 - ・ 青少年健全育成推進員 58人
 - 《内訳》 保護司 17人
 - 主任児童委員 11人
 - PTA会長 14人 (市内小中学校 各1人)
 - 生徒指導主事等 16人 (市内小中高等学校 各1人)
 - ・ 委嘱者 犬山市教育委員会
 - ・ 任 期 委嘱の日から令和6年3月31日まで

(7) 犬山市青少年センター業務内容 (主なもの)

業 務 内 容		開 催 時 期			備 考
青少年センター運営協議会会議		通	年		年6回
相 談 活 動		通	年		
街 頭 活 動		通	年		
講演会の開催 (青少年健全育成講演会)		通	年		年2回
研修会の開催 (困難を抱えた子ども・若者支援)		通	年		年3回
犬山市青少年問題協議会会議		通	年		年6回
犬山市青少年健全育成市民会議支援		通	年		年6回
犬山二十歳の集い実行委員会支援		通	年		
広報活動	市広報「犬山」による各種広報	通	年		全戸配布
	青少年健全育成市民会議会報「おあしす」	4・8・12月			全戸回覧
	街頭啓発活動	7・8・12月			
	カード・のぼり旗・ハンドプレート等	通	年		
連携活動	犬山・扶桑生徒指導連絡協議会	6・9・2月			
	おあしす運動	通	年		
	有害環境調査	8月	12月		
県民運動等との連携活動	青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(夏期)	7月	8月		
	「社会を明るくする」県民運動	7月			
	麻薬・覚せい剤防止運動	6月	10月	11月	
	子ども・若者育成支援県民運動	11月			
	青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(冬期)	12月20日～		1月10日	
	「家庭の日」県民運動	2月			
講 座	ロボット塾 (プログラミング教室)	7月	8月	1月	5講座×3
その他	青少年の健全育成に係ること	通	年		

(8) 犬山市青少年センター運営機構図



2 令和4年度活動報告

令和4年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動の一部は中止や延期、あるいは縮小となってしまいました。本来は人と接することで本活動は成り立つものですが、多くの方が集まる活動は中止、あるいは縮小となりました。コロナ禍以前から青少年を取り巻く情勢は、少子化の進行や就業形態の多様化、情報社会の進展等社会環境が大きく変化する中で、青少年による重大な事件、「いじめ」や「児童虐待」にかかる事案、SNSを通じたトラブルも多く起きています。青少年の健全な育成を阻害するおそれのある違法・有害な情報がSNS上に氾濫するなど、非行防止・被害防止の両面において予断を許さない厳しい状況にあります。さらにコロナ禍による影響もあり、支援を必要としている青少年の孤立が顕著となり、「不登校(傾向)」「ひきこもり(傾向)」等青少年の抱える問題もより深刻化しています。こうした状況を踏まえ、当センターでは、地域、学校など関係機関団体等と連携し、地域の青少年を犯罪から守り健全な育成を推進するために、感染予防に気をつけながら、以下の事業を実施しました。

(1) 青少年健全育成に係る会議

実施月日	活 動 内 容
4月27日	令和2年度・令和3年度期犬山市青少年問題協議会報告会の開催
6月1日	第1回犬山市青少年問題協議会・犬山市青少年センター運営協議会の開催
7月6日	犬山市青少年センター連絡会議(青少年健全育成推進員の委嘱など)
8月30日	第2回犬山市青少年問題協議会・犬山市青少年センター運営協議会の開催
10月4日	第3回犬山市青少年問題協議会・犬山市青少年センター運営協議会の開催
12月12日	第4回犬山市青少年問題協議会・犬山市青少年センター運営協議会の開催
2月7日	第5回犬山市青少年問題協議会・犬山市青少年センター運営協議会の開催
4月11日	第6回犬山市青少年問題協議会・犬山市青少年センター運営協議会の開催

※青少年問題協議会と同一日時に2年間を一期として開催

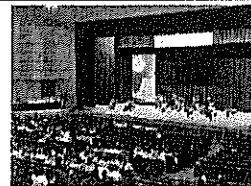
○ 青少年健全育成に係る会議等の開催と参加

実施月日	会 議 等 の 内 容
4月18日	第1回犬山市地域福祉推進委員会
21日	第1回犬山市青少年健全育成市民会議
5月19日	令和4年度犬山市青少年健全育成市民会議総会
19日	愛知県青少年育成推進本部尾張支部青少年育成担当者会議
6月9日	愛知県青少年育成県民会議総会

22日 6月	第1回犬山・扶桑生徒指導連絡協議会 犬山少年補導委員会定期総会【簡素化開催】 江南地区薬物乱用防止推進協議会【中止・資料配付】
7月 1日 14日 28日	第72回「社会を明るくする運動」に伴う街頭啓発活動及びセミナー 第2回犬山市青少年健全育成市民会議 犬山市青少年健全育成市民会議 募集標語審査会
9月7日 8日 22日	第2回犬山・扶桑生徒指導連絡協議会 第3回犬山市青少年健全育成市民会議 第2回犬山市地域福祉推進委員会
10月 9日	犬山市青少年健全育成市民会議 募集標語表彰式
11月10日 15日 25日	第4回犬山市青少年健全育成市民会議 尾北地域協働生徒指導推進事業「地域のつどい」 第3回犬山市地域福祉推進委員会
1月12日 26日	第5回犬山市青少年健全育成市民会議 いちのみや地域若者サポートステーションとの情報交換会
2月 9日 10日 15日	愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課との情報交換会 第3回犬山市地域福祉推進委員会 第3回犬山・扶桑生徒指導連絡協議会
3月 1日 9日	第1回犬山警察署協議会 第6回犬山市青少年健全育成市民会議

(2) 青少年育成支援活動

実施月日	活 動 内 容
1月 8日	犬山二十歳の集い 2023 ・犬山市民文化会館で実施 ・577人の参加者
年 間	犬山二十歳の集い 実行委員会 ・実行委員会 2023(各中学校出身の18人) ・「犬山二十歳の集い2023」開催の約1年半前より活動



(3) 広報啓発・街頭指導活動

実施月日	活 動 内 容
4月 2日 12日 15日	○犬山祭 街頭指導 ○交通一斉監視 「おあしす運動」と連携し、市内各小学校周辺において交通監視活動およびあいさつ運動 ○青少年健全育成市民会議 会報「おあしす43号」にて啓発

5月20日	○「おあしす運動」との連携し、市内6駅においてあいさつ運動
6月	○あいさつ標語募集（市内小学校4～6年生） テーマ「あいさつで 明るいまちを」
7月15日 随時	○交通一斉監視「おあしす運動」 ○「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動（夏期）」に伴う街頭パトロール活動実施
8月15日	○青少年健全育成市民会議 会報「おあしす44号」にて啓発
9月27日	○交通一斉監視「おあしす運動」
10月8日 9日	○犬山市産業振興祭において「青少年健全育成コーナー」を設置し、 「犬山市青少年センターの取組」を周知
11月12日 18日	○「あつまれ いぬやまっ子」において「青少年健全育成コーナー」 を設置し、「犬山市青少年センターの取組」を周知 ○「おあしす運動」との連携し、市内6駅においてあいさつ運動
12月7日 15日 24日	○交通一斉監視 「おあしす運動」と連携し、市内各小学校周辺において交通監視活動 およびあいさつ運動 ○青少年健全育成市民会議 会報「おあしす45号」にて啓発 ○「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動（冬期）」に伴う街頭パトロール活動

○青少年の悩み事相談所紹介カード作成・配布

・市内 2 高等学校、4 中学校、10 小学校の全校児童生徒に配布

○犬山市青少年センター要覧「令和4年度版」作成

(4) 相談活動

① 相談内容別受理件数

相談内容	不登校	非行	しつけ	いじめ	その他	合計
相談件数	42	4	0	1	88	135
前年度	0	0	0	9	57	66

※その他：ひきこもり、就労、学業、発達障がい、進路等

② 月別相談受理件数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
受理件数	9	11	9	11	7	10	9	11	10	16	14	18	135
(新規受理件数)	(0)	(0)	(1)	(2)	(3)	(0)	(2)	(4)	(3)	(2)	(1)	(4)	(22)
前年度	1	4	4	1	6	1	1	7	13	10	6	12	66
(新規受理件数)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)	(0)	(1)	(1)	(3)	(1)	(0)	(1)	(11)

(5) 青少年健全育成講演会・研修会の開催

期 日	内容・講師・会場
11月18日	講演会「いのちと性を考える」 講師：元助産師 愛智律子 氏 犬山市立犬山中学校 全校生徒 体育館
12月9日	犬山市立南部中学校 第2学年生徒 体育館
① 8月24日 ② 11月30日 ③ 1月25日	困難を抱えた子ども・若者支援のための研修会 講師：清長 豊 氏 (NPO 法人アジャスト代表) 会場：南部公民館講堂 ①教材教具の効果的な使いかた 学校編 ②教材教具の効果的な使いかた 家庭編 ③教材教具の効果的な使いかた 総合編



(6) 子どものための教室開設(ロボット塾)

期 日	活 動 内 容
I期 7月20日21日22日 II期 8月3日 4日 5日 III期 1月5日 6日 7日	各回とも、レゴロボット製作キットを使ってロボットを組み立て、それぞれがプログラミングしてロボットを動かします。



3 令和5年度活動計画

青少年の非行及び犯罪等被害の防止、悩みや困難を抱えた子ども若者の支援を図るため、学校及び地域、警察等関係機関・団体との連携を密にしつつ、次に掲げる事業を実施する。

(1) 青少年健全育成に係る会議

- 青少年センター運営協議会・青少年問題協議会…隔月（偶数月）年6回開催
 - ・ 青少年育成にかかわる関係団体の代表等11名で組織
 - ・ 青少年センターの運営、青少年にかかる課題について協議
- 青少年センター連絡会議
 - ・ 犬山市青少年健全育成推進員の委嘱
 - ・ 事業実績、事業計画について報告・連絡
- 青少年健全育成市民会議…隔月（奇数月）年6回程開催
 - ・ 青少年健全育成に関わる各種組織・団体の代表13名で組織
 - ・ あいさつ運動『おあしす運動』を小中学校通学路・校門・駅付近で実施
活動には各地域コミュニティを始め32団体・組織が参加

《関係期間・団体への会議出席》

- 犬山・扶桑生徒指導連絡協議会…年3回（6・9・2月）
 - ・ 犬山市及び扶桑町内の小・中・高校の生徒指導担当者などで組織
 - ・ 児童生徒の生活実態、問題点等の把握と各関係機関との情報交換
- その他
 - ・ 県青少年育成県民会議、県青少年育成推進本部尾張支部青少年担当者会、尾北地域協働生徒指導推進協議会、犬山少年補導委員会等への出席

(2) 青少年育成支援活動

- 犬山二十歳の集い実行委員会
 - ・ 開催1年半前の夏に実行委員会を組織。
 - ・ 「犬山二十歳の集い2024」及び「犬山二十歳の集い2025」実行委員会への助言と支援
- 青少年ボランティア活動
 - ・ 行事・催し物等における青少年のボランティアを呼びかけ活動を支援

(3) 広報啓発・街頭指導活動

○ 広報啓発活動

次代を担う青少年が明るくたくましく成長するために、当センターと関係機関が緊密に連携し、次の活動を支援する。

- ・ 青少年健全育成市民会議と連携して会報「おあしす」を市内全戸回覧する。（年3回）
- ・ 犬山市青少年健全育成市民会議が主催する「おあしす(あいさつ)運動」と連携し、青少年の非行防止、健全育成街頭啓発活動を支援する。
- ・ あいさつの大切さを訴える標語を募集し、あいさつ運動を啓発する。
- ・ 青少年健全育成市民会議が主催する「おあしす運動」と連携し、非行防止・薬物乱用防止等広報資料による啓発活動を実施する。
- ・ 活動の様子を青少年健全育成市民会議の会報「おあしす」や市のHPに掲載し、市民に広報する。また、「犬山市青少年センター要覧」についても市のHPに掲載

し、広報する。

- ・犬山市産業振興祭、あつまれいぬやまっ子において「犬山市青少年センター」のコーナーを設置し、取り組みの紹介をする。

○街頭指導活動

青少年健全育成推進員が、青少年の集まる場所を巡回するなど、非行防止活動をする。コンビニ店及び書店の成人向け雑誌コーナーを対象に有害図書の扱いについて調査し、事業者に環境浄化への協力要請を行なうなど健全育成に努める。

- ・犬山祭に伴う街頭活動（4月）
- ・青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(夏期)に伴う街頭活動（7・8月）
- ・日本ライン夏まつり納涼花火大会に伴う街頭活動（8月）
- ・子ども・若者育成支援県民運動に伴う街頭活動（11月）
- ・青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(冬期)に伴う街頭活動（12・1月）

(4) 相談活動

市民に身近な相談窓口として、青少年に関する相談（いじめ、非行、家庭内暴力、不登校・ひきこもり等）を行う。内容により、他の相談機関と連携を図り、相談者を支援し信頼に添えていく。小中高生に相談所を紹介するカード「一人で悩んでいませんか」を配布する。

- ・電話相談：0568-44-0318 《相談専用ダイヤル》
- ・面接相談：市役所3階相談室
- ・開設時間：9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

(5) 研修会・講演会の開催

青少年健全育成市民会議、青少年問題協議会との共催で、次の研修会・講演会を開催する。

日 時	テーマ等	講 師	会 場	参加人数 (人)
4月～ 6月	学校へ行けなかった僕の居場所 講演会 2回	漫画家 棚園 正一 氏	東部中学校 城東中学校	総計 900
8月～ 12月	発達障がいのある子ども・若者 への適切な支援について 研修会 3回	NPO 法人アジャスト 代表 清長 豊 氏	南部公民館	総計 180

(6) 子どものための教室開設

日 時	テーマ等	講 師	会 場	参加人数 (人)
8月	ロボット塾 プログラミング教室	NPO 法人いぬやまe-コミ ュニティーネットワーク	市民交流セ ンター	30

4 参考資料

(1) 相談の受理状況

《年度別 (件)》

年度	相談件数	(新規受理件数)	年度	相談件数	(新規受理件数)
平成 21 年	44		平成 28 年	26	(13)
平成 22 年	22		平成 29 年	59	(17)
平成 23 年	20		平成 30 年	65	(11)
平成 24 年	49	(29)	令和元年度	72	(20)
平成 25 年	93	(18)	令和 2 年度	84	(15)
平成 26 年	36	(12)	令和 3 年度	66	(11)
平成 27 年	45	(21)	令和 4 年度	135	(22)

《内容別 (%)》

内容 年度	いじめ		不登校 ・ 怠学		非行		しつけ・ 家庭問題		その他		合計
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	
平成 21 年度	23 年度以 前のいじ め相談は その他に		5	(11.3)	18	(40.9)	12	(27.3)	9	(20.5)	44
22 年度			5	(22.7)	2	(9.1)	3	(13.6)	12	(54.6)	22
23 年度			7	(35.0)	4	(20.0)	4	(20.0)	5	(25.0)	20
24 年度	24	(20.4)	11	(22.4)	8	(16.4)	8	(16.4)	12	(24.4)	49
25 年度	10	(10.8)	30	(32.2)	45	(48.4)	0	(0)	8	(8.6)	93
26 年度	4	(11.1)	13	(36.2)	4	(11.1)	1	(2.7)	14	(38.9)	36
27 年度	2	(4.4)	8	(17.8)	4	(8.9)	0	(0)	31	(68.9)	45
28 年度	4	(15.3)	1	(4.0)	0	(0)	0	(0)	21	(80.7)	26
29 年度	12	(20.3)	6	(10.2)	0	(0)	0	(0)	41	(69.5)	59
30 年度	5	(7.7)	3	(4.6)	1	(1.5)	0	(0)	56	(86.2)	65
令和元年度	1	(1.4)	15	(20.8)	9	(12.5)	0	(0)	47	(65.3)	72
令和 2 年度	2	(2.4)	24	(28.6)	8	(9.5)	0	(0)	50	(59.5)	84
令和 3 年度	9	(13.6)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	57	(86.4)	66
令和 4 年度	1	(0.7)	42	(31.1)	4	(3.0)	0	(0)	88	(65.2)	135

※その他は仕事、就労(ニート)、進路、学業、異性、発達障がい、ひきこもりなどの相談

(2) 図書類自動販売機設置台数の状況

平成 19 年まで市内に青少年に有害な影響を及ぼす図書類自動販売機が複数設置されていたが、20 年以降 1 台も設置されていない。今後も注意深く見守る必要性はある。また、合法と称する危険薬物の自販機の設置にも目を光らせる必要がある。

犬山市青少年センターの設置及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市青少年センター（以下「青少年センター」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青少年の非行を防止するとともに、社会生活を営む上で困難を有する青少年を支援し、その健全な育成を図るため、青少年センターを犬山市大字犬山字東畑36番地に設置する。

(業務)

第3条 青少年センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の相談に関すること。
- (2) 青少年を取り巻く有害環境の浄化に関すること。
- (3) 青少年の非行の防止に関すること。
- (4) 青少年の指導に関すること。
- (5) 関係機関との連携及び協力に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に必要な事項に関すること。

(開館時間及び休業日)

第4条 青少年センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 青少年センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず開館時間及び休業日を変更することができる。

(職員)

第5条 青少年センターに、所長その他必要な職員を置く。

(運営協議会)

第6条 青少年センターの運営を円滑に行うため、犬山市附属機関設置条例(平成29年条例第36号)第2条の規定に基づく犬山市青少年センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の委員は、犬山市青少年問題協議会条例(昭和29年条例第48号)に定める犬山市青少年問題協議会の委員をもって充て、定例に会議を開催する。

(会長及び副会長)

第7条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第8条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、教育委

員会が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(青少年健全育成推進員)

第9条 青少年を取り巻く有害環境の発見及び青少年の街頭指導を行うため、犬山市青少年健全育成推進員(以下「推進員」という。)を置く。

2 推進員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護司
- (2) 主任児童委員
- (3) P T A連絡協議会の委員
- (4) 小学校、中学校及び高等学校の生徒指導担当者

3 推進員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

4 推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 推進員は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(推進員証)

第10条 推進員は、街頭指導を行うときは、犬山市青少年健全育成推進員証(様式第1)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 推進員は、有害環境の発見及び街頭指導を行ったときは、活動日報(様式第2)及び指導票(様式第3)を所長に提出するものとする。

(関係書類の整備)

第11条 職員は、青少年相談簿(様式第4)を備え、青少年の相談の概要を記録しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

様式第3 (第10条関係)

指 導 票		犬山市青少年センター	
氏 名	年 月 日 生	性 別	男・女
少年	生年月日		
住 所	【自宅・住込・寮・下宿・7H-1】 電 話		
学校名 又は 勤務先	電 話		
保 護 者	氏 名	青少年との統制	
日 時	月 日 (曜日)	時 分	ところ
場 所			
行 為	1 凶器所持 ()	8 金品持出し (円)	15 不良団加盟
	2 乱暴	9 金銭乱費 (円)	16 盛り場はいかい
	3 けんか	10 婦女いたずら	17 不健全娯楽
	4 たかり	11 不純異性交遊	18 深夜はいかい (ところ)
	5 家出	12 飲酒	19 薬物乱用
	6 怠学	13 喫煙	20 その他 ()
	7 怠業	14 不良交遊	
特 記 項			
指 導 事 由			
共 同 行 為 者			
参 考 事 項			
推 進 員 名			

様式第4 (第11条関係)

青少年相談簿

統計		月 号	
受理日・時間	年 月 日 () 午前・午後	時 分	分 間
相談者	職業・学校名	年 月 日 生	男・女 (歳)
	氏 名	年 月 日 生	男・女 (歳)
(来訪・電話)	住 所	年 月 日 生	男・女 (歳)
対象青少年	職業・学校名	年 月 日 生	男・女 (歳)
	氏 名	年 月 日 生	男・女 (歳)
	住 所	年 月 日 生	男・女 (歳)
相談内容の概			
相談内容の概	<input type="checkbox"/> 窃出 <input type="checkbox"/> 居住 <input type="checkbox"/> 学友 <input type="checkbox"/> 字葉 <input type="checkbox"/> 住 居 <input type="checkbox"/> 娯楽 <input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> しつけ <input type="checkbox"/> 家庭 <input type="checkbox"/> 仕事 <input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> その他		
措置及び			
受 理 者			

(5) 各種法令による青少年の呼称及び年齢区分

法令等名	呼称	年齢区分						
		1	6	12	15	18	20	40
愛知県青少年保護育成条例	青少年	[15歳まで]						
少年法	少年	[18歳まで]						
刑法	刑事未成年者	[14歳まで]						
学校教育法	学齢児童	[6歳～12歳]						
	学齢生徒	[12歳～18歳]						
児童福祉法	児童	[0歳～18歳]						
	乳児	[0歳～3歳]						
	幼児	[3歳～6歳]						
労働基準法	児童	[15歳～18歳]						
	青少年	[18歳～20歳]						
児童の権利に関する条約A	児童(訳語)	[0歳～18歳]						
民法(注1)	未成年者	[18歳まで]						
勤労青少年福祉法(注2)	勤労青少年	[15歳～概ね35歳未満]						
未成年者喫煙禁止法	未成年者	[18歳まで]						
未成年者飲酒禁酒法	未成年者	[18歳まで]						
青少年インターネット環境整備法	青少年	[15歳～18歳]						
児童買春・児童ポルノ法	児童	[18歳まで]						
子ども・若者育成支援推進法(注3)	子ども・若者	[0歳～40歳未満]						

(注1)2022年 4月から18歳。

(注2)法律上は規定なし。第8次勤労青少年福祉対策基本方針では、上限を概ね35歳未満までとしている。

(注3)法律上は規定なし。子ども・若者の範囲は、0歳から30歳代の者を含むとしている(内閣府)。

いじめ・非行・家庭内暴力・虐待・引きこもり
などの問題で悩んでいませんか？



一人で悩まないで、まずはお電話ください。

相談専用ダイヤル

0568-44-0318

《平日の9時～17時》

本人、保護者、友人など、どなたからでも結構です。

※相談内容や相談された方の秘密は厳守いたします。

犬山市青少年センター

〒484-8501

犬山市大字犬山字東畑36番地

犬山市教育委員会文化スポーツ課内（市役所3階）

電話 0568-44-0352

FAX 0568-44-0372

メール 070300@city.inuyama.lg.jp

